

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 5 7 号

令和 8 年 9 月 3 0 日

浜松市議会議長 渥 美 誠 様

浜 松 市 長 中 野 祐 介 様

浜松市人事委員会

委員長 村 越 啓 悦

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 1 4 条及び第 2 6 条の規定に基づき、
職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、あわせて、その改定について
別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

(頁)

別紙第 1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況	3
(1) 職種別民間給与実態調査	3
(2) 給与改定等の状況	4
4 公民給与の比較方法	4
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	4
5 民間事業所の従業員の給与との比較	5
(1) 月例給	5
(2) 特別給	5
6 職員の給与水準	6
7 物価及び生計費	6
8 市内経済界及び労働界との意見交換	6
9 人事院の報告及び勧告等の概要	6
10 むすび	9
(1) 本年の給与改定	9
(2) その他の給与制度の見直し	11
(3) 給与等に関する課題	11
(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題	12
11 おわりに	25
別紙第 2 勧告	27
参考資料	33

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の適用給料表別職員数の総計は 8,862 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,458 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第 1 表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,896 人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,979 人)	
医療職給料表	9 人	
小学校中学校等教育職給料表	3,482 人	
高等学校等教育職給料表	71 人	
小 計	8,458 人	
技能労務職給料表	149 人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	255 人	
総 計	8,862 人	

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等を除く。

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在の給与の実態を把握するため、「令和 8 年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。〔参考資料 1 市職員給与関係資料 (35 頁から 62 頁まで)〕

この調査は、第 1 表の勧告の対象職員数 8,458 人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員 982 人を除外した 7,476 人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員 2,577 人（第 1 表の事務職員・技術職員 2,979 人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員 299 人及び令和 8 年 4 月採用の新規学卒者 103 人を除いた人数）の平均給与月額、第 2 表に示すとおり、平均年齢 42.9 歳で、給料 352,094 円、扶養手当 9,019 円、住居手当 4,989 円、その他 25,334 円の合計 391,436 円であり、令和 7 年の合計 380,042 円と比べて 11,394 円の増加（3.00%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の状況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員 ※1	
	令和8年	令和7年	令和8年	令和7年
給 料	344,290 円	337,164 円	352,094 円	344,822 円
扶養手当	9,738 円	9,583 円	9,019 円	9,002 円
住居手当	4,739 円	4,757 円	4,989 円	4,851 円
その他 ※2	22,275 円	18,441 円	25,334 円	21,367 円
合 計	381,042 円	369,945 円	391,436 円	380,042 円
(年 齢)	(41.6 歳)	(41.8 歳)	(42.9 歳)	(43.0 歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員 ※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他 ※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

〔参考資料第1表 (36・37 頁)〕

3 民間事業所の従業員の給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である341の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された103事業所を対象に「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。〔参考資料2 民間給与関係資料 (63 頁から 77 頁まで)〕

この調査では、本市の行政職（事務職員・技術職員）と類似すると認められる事務・技術関係職種 6,318 人及び医療・教育関係等職種 224 人の合計 6,542 人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の状況を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。その給与等の調査の結果は、次のとおりである。

(2) 給与改定等の状況

新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 59.4%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 81.6%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 57.0%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 83.6%となっている。〔参考資料第 12 表（74 頁）〕

また、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した民間事業所の割合は 68.8%、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は 94.8%となっている。〔参考資料第 13 表（75 頁）〕

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

ア 月例給

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与）のうち月例給は、本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により精密な比較を行うこととしている。〔参考資料 3 公民比較関係資料（78 頁から 80 頁まで）〕

このラスパイレス方式は、人事院が昭和 34 年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

イ 特別給

公民給与のうち特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数と比較することとしている。

5 民間事業所の従業員の給与との比較

(1) 月例給

前記4(1)アの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、第3表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を12,535円(3.20%)下回っている。

第3表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
403,971 円	391,436 円	12,535 円 (3.20%)

(注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

前記4(1)イの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第4表に示すとおり、年間で所定内給与月額4.72月分に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.65月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っている。

第4表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	362,280 円
	上半期(A2)	373,154 円
特別給の支給額	下半期(B1)	835,644 円
	上半期(B2)	899,835 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.31 月分
	上半期(B2/A2)	2.41 月分
	年間	4.72 月分

(注)「下半期」とは令和7年8月から令和8年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、令和7年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレ方式により比較すると、本市職員の指数は、100.1である。（令和7年地方公務員給与実態調査（令和7年12月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、令和7年に比べ、全国では1.4%増加し、浜松市では1.7%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜松市では321,554円（平均世帯人員2.91人、世帯主の平均年齢59.8歳）となっている。
〔参考資料第18表（82・83頁）〕

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年5月に市内経済界の方々から、同年6月に市内労働界の方々から、地域の経済・雇用情勢等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、あわせて、給与の改定等について勧告を行った。また、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。
それらの概要は第5表のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式（オンライン試験）の導入
【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある～」
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定（勧告・報告）

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）

- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約3,380万円）

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講じるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると判断した。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

前記5(1)のとおり、本年4月時点で、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を12,535円(3.20%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、所要の措置を講じることが適当であると考ええる。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点や国の制度を基本とする本市の給与制度の状況などを踏まえ、給料表の引上げ改定を行うことが適当であると考ええる。なお、給料表の引上げ改定を行っても、公民給与の較差が残ることから、後記(ウ)のとおり住居手当の手当額を改定した上で、後記(エ)のとおり給料の特例措置の一定の率を改定することが適当であると考ええる。具体的には次のとおりである。

(7) 給料表

行政職給料表については、本市において人材確保が喫緊の課題であることや、本年の人事院勧告における俸給表の改定等を考慮し、高校卒・大学卒の初任給に係る号給の給料月額を9,500円引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担う中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定を行うことが適当である。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、所要の引上げ改定を行うことが適当である。

医療職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を

行うことが適当である。

小学校中学校等教育職給料表については、静岡県など他の地方公共団体の状況や、これまでの当該給料表の改定に係る経緯等を踏まえ、所要の改定を行うことが必要である。

高等学校等教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表の改定状況を勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

(ウ) 住居手当

住居手当の手当額については、人材確保の観点、国の制度を基本とする本市の給与制度の状況、職員給与への影響等を考慮し、支給限度額を25,700円から27,000円に引き上げることが適当である。

(エ) 給料の特例措置

給料表の給料月額に一定の率を乗じて得た額を給料月額に加えて支給する給料の特例措置については、民間給与との水準を調整するという当該措置の趣旨を踏まえ、その乗じる一定の率を現行の1.14%から1.28%に引き上げることが適当である。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

前記5(2)のとおり、本年は、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数（4.65月）が、市内民間事業所の特別給の支給割合（4.72月）を0.07月分下回っている状況である。

特別給（期末手当・勤勉手当）の改定については、従来0.05月単位で改定を行うこととしていることから、昨年8月から本年7月までの1年間に於ける市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、期末手当・勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12 月期の期末手当・勤勉手当の支給月数を引き上げ、来年度以降については、期末手当・勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期と 12 月期で均等になるよう配分することが適当である。

(2) その他の給与制度の見直し

ア 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定に向けた検討を行うことが必要である。

(3) 給与等に関する課題

ア 会計年度任用職員制度

任命権者においては、本制度の適正な運用を図るため、会計年度任用職員の報酬、期末手当・勤勉手当等について、常勤職員の給与との権衡を考慮したものとなるよう所要の措置を講じるとともに、その他の勤務条件の確保等についても適切に対応していくことが必要である。

イ 教育職員の給与

本市教育委員会では、昨年 6 月に公布された給特法等一部改正法¹の施行に合わせて、教職調整額の基準となる額の引上げをはじめとする教育職員の処遇改善などについて、所要の措置を講じているところである。

本市教育委員会においては、引き続き、教育職員の給与について、本市の給与制度の運用状況や、静岡県など他の地方公共団体の動向等を踏まえ、所要の措置を講じていくことが必要である。

¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）

ウ 職務・職責を重視した新たな給与体系等

本年、人事院は、「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」において、本府省幹部職員等を対象とする職務・職責をより重視した給与体系に関する措置の骨格や、転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当の新設等の給与上の措置などを示した。

本市においても、職務・職責をより重視した給与体系の整備は重要な課題であることから、引き続き、国や他の地方公共団体の動向等を注視していくことが必要である。

また、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資する給与上の措置についても重要な課題である。任命権者においては、国における転居に関する手当等の制度改正の動向を注視し、所要の検討を進めていくことが必要である。あわせて、天竜区の北部地域等の特性や人事配置上の課題等を踏まえ、異動に伴い当該地域に転居する職員の経済的負担の軽減など、適切な人材を円滑に配置するための措置についても検討を進めていくことが必要である。

(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

国や他の地方公共団体、民間との人材獲得競争が激化する中、本市の職員採用試験では受験者数や競争率が低下傾向にある。特に技術職は採用困難な状況が続いており、人材確保が喫緊の課題となっている。そのような中で、有為な人材を安定的に確保するためには、現状を把握した上で、任命権者と連携した採用広報活動の強化や採用試験方法の見直しを行うなど、的確な措置を講じていくことが必要である。

a 採用広報活動の積極的な取組

採用広報活動については、採用試験の情報を周知することに加えて、市役所の職務内容、仕事の意義、職場環境、キャリア形成の機会など

の魅力を適切に伝え、受験者層の拡大と志望度の向上につなげるための重要な取組として積極的に進めていくことが必要である。

昨年度、本委員会では、採用広報ホームページ、就活サイト、SNSを活用した情報発信に加え、浜松市主催の職員採用試験事前説明会の開催、大学・高校等主催の説明会や理系学生を対象とした説明会に積極的に出展して直接説明を行うなど情報発信に努めた。

本年度は、これらの取組を継続するとともに、情報発信の対象を更に広げ、大学1・2年生の登録が多いキャリア学習サイトでの情報発信を実施している。

また、インターンシップ・キャリア教育は、学生が就業体験を通して仕事に対するイメージを具体化させることに有効な手段であるため、関係各課の協力を得て、更なる受入人数の増加を図った。さらに、技術職（土木・建築・電気・機械・造園）の仕事のやりがいや魅力に触れられる機会として、「はままつ☆ナビゲーター」に選出した技術職員による業務の紹介や職場・現場の案内を、希望者からの申し込みに応じて随時、行っている。

本委員会としては、今後の採用広報について、これまでの取組に加え、大学生等への早期広報や、高校生、親世代への広報PRを強化するなど、更なる受験者層の拡大に向けた取組を進めていく。

具体的には、受験者等の主要な情報源となっている採用ホームページの内容を充実させるため、受験者に近い視点を持つ若手職員を交えた「ミライの同僚たちに採用PR」プロジェクト・チームを立ち上げ、職場の魅力や仕事のやりがい等を発信するコンテンツの作成を進めている。あわせて、SNSでの情報発信や説明会の開催など、様々な媒体や手法による採用広報を継続的に展開し、受験者数の増加につなげていく。

b 採用試験の方法

本委員会では、本市を志望する学生をはじめ、公務員試験の負担感

から受験をためらっている学生等が、より受験しやすい環境を整備するとともに、採用活動の早期化へ対応するため、採用試験方法の見直しを行っている。

具体的には、昨年度の職員採用試験では、免許資格職の獣医師・薬剤師の試験区分について、早期試験を新たに行い、第1次試験の専門試験を廃止した上で、特別な公務員試験対策が不要な適性検査（SPI3）をテストセンター方式で実施した。

本年度の職員採用試験では、早期試験として新たな試験区分となる「行政C」を設け、その第1次試験（筆記試験）において、特別な公務員試験対策が不要な基礎能力検査（SCOA）をテストセンター方式で実施し、受験者確保、受験者の負担軽減及び受験機会の拡大を図ったところである。また、早期試験については、これまで実施していた土木、建築、獣医師及び薬剤師に加え、保健師及び造園の試験区分についても新たに実施した。

本委員会としては、試験制度の見直しに当たって、受験者の負担軽減のみを目的とするのではなく、職種ごとの職務内容や必要とされる能力を踏まえ、各区分における試験方法との適合性を検証しつつ、基礎的能力、専門性、人物面を適切に確認できる制度となるよう対応を進めていく。

なお、国や他の地方公共団体においては、大学3年次からの採用試験の実施、社会人・職務経験者を対象とした採用区分の拡大など、人材確保に向けて様々な見直しが進められている。本市においても、こうした動向を参考にしながら、本市の採用実態、職員構成、人事管理上の課題等を踏まえた制度の改善に向けて調査・研究を進めていくことが必要である。

また、前述のとおり、本委員会は、本市において人材確保が喫緊の課題であることや国の俸給表の改定等を考慮し、初任給の引上げについて言及したところである。任命権者においては、採用困難な状況が続く獣

医師の初任給調整手当の在り方について、県内の地方公共団体の動向等を注視して適切に対応するとともに、引き続き、初任給の水準や初任給決定の仕組みについて、調査・研究を進めていくことが必要である。

(イ) 人材の育成

少子高齢化、人口減少、頻発する自然災害やデジタル化の進展など地方公共団体を取り巻く状況は大きく変化しており、多様化・複雑化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が高まっている。

本市では、昨年３月、従来の「浜松市職員人材育成基本方針」を「浜松市職員人材育成・確保基本方針～浜松市職員の人財ビジョン～（以下「新基本方針」という。）」に改定し、人材育成に加えて、人材確保、職場環境の整備、デジタル人材の育成・確保についての方針を示した。そして、同年４月からは、新基本方針を踏まえ、従来実施してきた新規採用職員研修などの階層別研修やＯＪＴなどに加えて、職員のキャリアや意欲に応じた研修を充実させ、職員を組織の財産として育成する取組を推進しているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力を高め、その発揮につなげていくため、新基本方針で定める「人材育成」「人材確保」及び「職場環境の整備」の各分野を相互に連携させ、当該方針に掲げる取組を着実に推進していくことが必要である。特に、職場での人材育成については、日常における業務指導、人事考課育成面談、ＯＪＴ実践ハンドブックで示されているマネジメント手法である「１ on １（ワン・オン・ワン）」の周知・活用、職員クレド（行動規範）の浸透等を通じて、職員の持続的成長を支える取組を推進していくことが必要である。

(ウ) 多様な人材の活躍推進

性別、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティなどの職員一人ひとりの様々な事情に配慮し、多様な人材が活躍できる職場環境を整備することは、社会課題が多様化・複雑化する中で、質の高い行政サービスを提供していくために重要なことである。

本市では、本年４月に公表した「はままつ職員応援活躍プラン」において、性別にかかわらず職員が意欲と適性に応じて能力を発揮できるよう、人材育成・登用に関する取組を進めることとしている。また、「浜松市障がい者活躍推進計画（第２期）」において、計画期間である昨年度から令和１１年度までの５年間で、障がいのある職員の採用、定着、能力発揮、相談体制の整備等について、継続的に取組を進めることとしている。

任命権者においては、これらの計画で定める目標の達成に向けた取組等を着実に実施した上で、組織としての課題を整理することが必要である。また、性別、年齢等にかかわらず、誰もが能力と意欲に応じて職務経験を積み、組織を担う人材として活躍できる職場環境づくりを、より一層推進していくことが必要である。

(イ) 能力・実績に基づく適切な人事管理

定年の引上げや給与制度のアップデートなど、公務における人事管理を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代の要請に即した人事評価制度の適切な運用が一層重要となっている。

本市では、昨年３月に改定した「浜松市職員人材育成・確保基本方針」において、「部下への評価は成長のためのエール」と位置づけ、メリハリある人事考課と育成面談の効果的な実践を進めているところである。

他方、国においては、行政課題の複雑化・高度化や厳しい人材獲得競争を背景に、採用年次にとらわれない実力本位の人事管理、職務・職責を重視した給与体系、メリハリと納得性のある人事評価などの実現に向けた取組が進められている。

任命権者においては、評価者研修等を通じて管理監督者の評価・育成能力の向上を支援するとともに、国、他の地方公共団体及び民間企業における人事管理の動向等を参考にした上で、本市における人事評価制度とその結果の活用が、職員の成長、人材の定着及び組織力の向上につながるものとなるよう継続的に見直しを行っていくことが必要である。

イ 良好な勤務環境の整備

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じて、組織の活力維持と行政サービスの質的向上を図るとともに、人材の確保や職員の定着促進にも資する重要な取組である。

本市では、長時間労働を是正するため、組織を挙げて様々な取組を実施しているところであるが、自然災害への対応等により、依然として一部の部署において長時間労働を行う職員が見受けられる状況である。そして、本年4月に公表した「はままつ職員応援活躍プラン」において、令和12年度までの時間外勤務時間数に関する前期目標として、「年間時間外勤務時間360時間を超える職員割合0%」を掲げ、この目標の達成及び長時間労働の実効的な是正に向けて、デジタルに関するスキルやノウハウを活用した時間外勤務の削減に取り組むなど組織を挙げて多面的な取組を進めているところである。

任命権者においては、引き続き、長時間労働の是正に向けて、客観的記録に基づく勤務時間の適正な管理を徹底し、管理監督者の主導による業務分担の見直しなどを進めることが必要である。特に、職員に対して上限時間を超えた時間外勤務を命じた場合は、その要因の整理、分析及び検証を確実に実施し、その結果を踏まえた的確な対策を講じていくことが必要である。また、職員への時間外勤務に係る基本的なルールの周知や意識啓発、業務の繁閑に応じた部局単位での業務応援の実施など、これまでの全庁的な取組を継続することに加え、デジタルツールを積極的に活用した業務の効率化を推進していくことが必要である。

また、国や他の地方公共団体においては、勤務間のインターバルを確保する取組が進められている。本市においても、その動向を注視し、調査・研究を進めていくことが必要である。

なお、賃金不払い残業はあってはならないものである。管理監督者に

においては、職員の勤務状況を直接確認することができない場合であっても、職員の勤務時間の適正な管理を徹底し、時間外勤務の適正な命令・申請が行われないまま職員が勤務することや、仕事の持ち帰りなどが生じないように注意を払うことが必要である。職員においては、時間外勤務の事前申請など基本的なルールを遵守するとともに、職務遂行に当たり勤務時間に係るコストの意識を高め、公務能率の向上に努められたい。任命権者においては、引き続きあらゆる機会を通じて、賃金不払い残業の防止に向けた指導の実施や対策の周知徹底を図っていくことが必要である。

(イ) 教職員の多忙な勤務の解消

教職員の多忙な勤務の解消は、教職員のワーク・エンゲージメント（仕事に対して前向きで充実した心理状態）を高め、子供たちと向き合い本来の業務に注力する時間を確保し、学校教育の質的向上と子供たちへのより良い教育の実現につながる極めて重要な課題である。

本委員会では、学校現場における働き方改革の進捗状況や教職員の勤務状況等を把握するため、昨年度、市内の小学校2校、中学校2校に対して労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を実施するとともに、本年度、本市教育委員会に対して時間外在校等時間の実績等の確認を行った。その結果、昨年度における教育職員の時間外在校等時間については、小学校・中学校ともに全体的に減少しているが、時間外在校等時間が月45時間超又は年間360時間超となった教育職員が依然として一定数存在している状況であった。

本市教育委員会においては、引き続き、教育職員の勤務実態を客観的に把握した上で、その要因の特定、分析等を行い、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための有効な措置を講じることが必要である。特に、時間外在校等時間が長時間に及ぶ教育職員の健康障害を未然に防止する観点から、医師による面接指導などの健康確保措置についても適切に実施し、学校現場における職場環境の改善につなげていくことが必要で

ある。

また、昨年6月に給特法等一部改正法が公布され、同法の施行に向けて、同年9月に業務量管理・健康確保措置に関する指針²が改正された。こうした国の動きや本市におけるこれまでの取組の成果・課題を踏まえ、本市教育委員会では、本年3月に「浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した。

同計画では、計画期間を本年度から令和11年度までとし、成果指標・目標値として、時間外在校等時間が月45時間超及び年360時間超の教員0人、年次休暇の年間取得日数15日以上、ストレスチェックの総合健康リスク80未満などを定めている。そして、その達成に向けて、「教職員が働きがいと働きやすさを感じる学校づくり」、「教職員の心身の健康保持増進」、「多様な人材・主体との連携・協働」を3つの柱として、56の具体的な取組を掲げている。

本市教育委員会においては、教職員が生き生きと働くことができる環境の整備に向けて、当該計画に基づき、総合的な業務改善の推進を主導し、教育DXの推進、学校・教職員への過剰な要求への対応強化、多様な人材・主体との連携・協働等の各項目で定める実効性のある取組について、着実に進めていくことが必要である。

本委員会としては、当該計画に基づく取組の進捗状況について、引き続き把握していく。

(ウ) 時代に即した働き方の推進

a 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの事情や業務の特性に応じた働き方を可能にし、職員の能力発揮と公務職場の魅力向上を通じて、質の高い行政サービスを持続的に提供していくための重要な

² 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号）

取組である。

本市では、昨年度から正式導入した時差出勤制度に加え、「浜松市 D X 推進計画 2.0」で定めるテレワークの正式制度化、端末のモバイル化などを進め、柔軟な働き方の浸透を図ることとしている。また、「はままつ職員応援活躍プラン」では、テレワークの活用周知と環境整備、フレックスタイム制など柔軟な働き方に向けた調査・研究を行うことを掲げている。

窓口業務の比重が高い基礎自治体である本市においては、これらの制度導入に当たり、多様で柔軟な働き方の実現と市民サービスの質の維持・向上を両立させる観点から、運用面の課題を整理した上で、職員が制度を適正かつ円滑に利用できる環境整備等を進めていくことが必要である。

任命権者においては、テレワークの正式制度化について、国のガイドラインや他の地方公共団体の取組を参考にしつつ、対象範囲の整理、勤務時間の適正な管理、職員の健康の確保などについて検討した上で、本市の実情に即した運用ルールを整備するとともに、必要な I C T 環境や業務管理体制を整えていくことが必要である。

また、フレックスタイム制や選択的週休 3 日制などについても、市民サービスへの影響、職員のニーズ、他の地方公共団体における動向等を考慮し、制度の導入可能性や運用上の課題について、引き続き調査・研究を進めていくことが必要である。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と妊娠・出産、育児、介護等との両立を支援する取組は、職員個人の生活の質の向上だけでなく、公務能率・職務意欲の向上、キャリア形成、人材確保、離職防止にも寄与する重要なものである。

令和 5 年 12 月、政府が閣議決定した「こども未来戦略」では、地方公務員の男性職員の育児休業取得率について、令和 12 年までに 2 週間以上の取得率を 85%にするという政府目標が設定されている。

本市においても「はままつ職員応援活躍プラン」で、これを踏まえた目標を設定し、休暇・休業取得のための伴走支援や、育休取得者が在籍する職場への支援に関する調査研究などの取組を進めることとしている。

任命権者においては、引き続き職員が両立支援制度を安心して利用できる職場環境づくりを推進していくため、当該プランで定める内容を踏まえ、育児、介護等に関する両立支援制度の周知、職員一人ひとりの事情・意向の確認及び管理監督者の理解促進を一層進めていくことが必要である。また、育児・介護等に限らず、様々な事情を有する職員が安心して勤務を継続できるよう、個々の事情に応じた必要な配慮を行うとともに、その業務を支える周囲の職員の負担にも十分配慮し、職場全体で仕事と生活の両立を支える職場づくりを進めていくことが必要である。

c 兼業制度の見直し

近年、人口減少や地域活動の担い手不足を背景に、地方公共団体では、職員の兼業制度を単なる例外的な取扱いにとどめず、地域課題の解決、組織の活性化につなげる取組として、その運用を見直す動きが広がっている。

こうした状況を踏まえ、本市では、兼業制度の運用を見直し、本年4月から、兼業時間数、営利企業での兼業、NPO法人等の代表就任に係る要件を緩和したところである。

一方で、兼業の許可判断に当たっては、公務への支障の有無、職務との利害関係の有無、公務員としての信用保持、職員の健康確保について、適切に確認することが求められる。

任命権者においては、職員に対し、兼業制度の趣旨や運用の見直しについて周知するとともに、個別の事案ごとに基準に基づいた適切な許可判断を行うことが必要である。また、兼業制度が地域貢献や地域課題の解決につながるものとなるよう、許可実績の分析や勤務時間の

管理を通じて運用状況等を把握し、本市における兼業制度の在り方について継続的に検証していくことが必要である。

(エ) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力低下やメンタルヘルス不調を引き起こす要因となるだけでなく、職場環境と公務運営に支障をもたらすものである。

本市では、これまでも職員研修による意識啓発や「セクハラ等相談員」の配置等を通じて、ハラスメントの防止と相談体制の整備等に取り組んできたところである。

任命権者においては、引き続き、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止に係る関係法令等に基づき、雇用管理上必要な措置を講じ、各種ハラスメント対策の実効性を確保していくことが必要である。

また、近年、公務において、行政サービスの利用者等からの社会通念上許容される範囲を超える言動により、職員の就業環境が害されるカスタマーハラスメントへの対応が重要な課題となっている。そして、昨年6月に公布された労働施策総合推進法等の改正³により、本年10月から、地方公共団体の任命権者を含む事業主に、カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講ずることが義務付けられることになっている。

本市では、本年1月から施行した「浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針」に基づき、行政サービスの利用者等からの正当な意見や要望には丁寧に対応しつつ、暴言、威圧的な言動、長時間の拘束など、社会通念上許容される範囲を超える言動に対しては、職員個人による対応ではなく、組織として毅然と対応することとしている。

任命権者においては、カスタマーハラスメントの防止に向けて、当該

³ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）

対策基本方針の周知に加え、職員への研修の実施や対応事例の共有等を通じて、引き続き組織として対応する体制整備を進め、適正な行政サービスを安定的に提供していくことが必要である。

(オ) 職員の健康増進

本市では、健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組んでおり、職員一人ひとりがいきいきと働くことができる環境の整備を通じて、質の高い行政サービスの提供や効率的な行政運営の実現を目指しているところである。

具体的には、定期健康診断や人間ドックの実施をはじめ、健診結果を踏まえた医療機関への確実な受診勧奨や産業医・保健師等による保健指導を行い、未病段階からの早期支援に取り組んでいる。また、心の健康増進について、ストレスチェックや各種メンタルヘルス研修会の実施、健康相談体制の整備等を通じて未然防止策を講じている。あわせて、長時間勤務者に対する医師による面接指導や、病気等で休職した職員への円滑な職場復帰支援など、切れ目のない対策を実施しているところである。

任命権者においては、身体健康増進について、定期健康診断等の実施に加え、健診結果に応じた事後措置を適切に行うとともに、保健指導等による生活習慣の改善支援を進め、疾病の早期発見と重症化予防を図ることが必要である。また、メンタルヘルス不調の未然防止に向けて、研修・講習会の実施や多様な相談機会の提供のほか、自身のストレス状況を把握し面接指導等につながるストレスチェックを適切に実施し、高ストレス者に対する面接指導をはじめ、その結果を集団分析等に活用して各所属における職場環境の改善につなげていくことが必要である。あわせて、休職に至った職員に対する職場復帰支援の取組についても引き続き的確に実施していくことが必要である。

(カ) 高齢期職員が能力を発揮できる職場環境の整備

人口減少・少子高齢化が進行する中、行政需要に的確に対応し、持続可能な組織運営を確保していくためには、長年の勤務を通じて培った知識、技術、経験等を有する高齢期職員（60 歳以上の職員）が、その能力を十分に発揮し、意欲を持って活躍することがより一層重要となっている。

近年、高年齢者の労働災害の増加や休業期間の長期化が課題となる中、昨年 5 月に公布された労働安全衛生法等一部改正法⁴の施行により、本年 4 月から、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となった。また、高年齢者の労働災害防止のための指針が公表され、事業者に求められる具体的な措置として、健康や体力の状況の把握、職場環境の改善、高年齢者の特性を考慮した作業管理等が示されたところである。

任命権者においては、今後も進む職員の高齢化に適切に対応していくため、安全と健康確保に関するこれまでの取組を継続することに加え、新たな指針を踏まえた職場環境の改善や作業管理、加齢に伴う特性への理解を深める取組等を進め、職員が年齢にかかわらず安心して意欲を持って働き続けられる職場環境の整備を推進していくことが必要である。あわせて、高齢期職員がこれまで培った知識、技術、経験等を生かし、十分に活躍できるよう、個々の事情や能力、職務経験等を考慮した適切な配置と業務上の配慮に努めることが必要である。

また、本年、人事院が「職員の給与に関する報告」で示した 60 歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討については、組織パフォーマンス向上の観点から、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指していくものであり、本市においても、当該調査・検討に係る動向等を注視していくことが必要である。

⁴ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）

ウ 公務員倫理

職員による不祥事や不適切な行為は、市民からの疑念や不信を招き、円滑な市政運営に影響を及ぼすものである。そのため、本委員会では、公務員倫理の保持について、繰り返し言及してきたところであるが、昨年の本委員会による報告以降も、一部の職員による非違行為が生じ、懲戒免職処分に至る事案が発生しており、大変憂慮すべき状況である。

任命権者においては、引き続き倫理研修の定期的な実施に加えて、コンプライアンスセルフチェックシートによる自己点検、所属長による面談、具体的な事例を用いた職場単位でのグループディスカッションなどを行い、あらゆる機会を通じて職員の意識啓発に取り組むことが必要である。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守し、職員の模範となるとともに、職場内で職員とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い職場風土の醸成と不断の意識啓発に取り組むことが必要である。

職員においては、改めて全体の奉仕者としての使命感を深く自覚し、法令や服務規律を遵守するとともに、公務の内外を問わず高い倫理感を保持し、市民から信頼される職員であり続けられるよう行動することが必要である。

1 1 おわりに

市民の安全・安心の確保と行政サービスの安定的な提供のため、日々職務に精励している本市職員に対して敬意を表する。

地域の経済情勢については、好調な業績を維持している企業がある一方、厳しい状況が続いている業種や企業があるなど、様々な状況が見受けられた。また、国際情勢による原材料及びエネルギー価格の上昇、金融資本市場の変動、人材確保に伴う労務費の上昇などの不安材料を抱え、先行きの不透明感が増す中で、引き続き予断を許さない状況である。

そのような中、本年の人事委員会勧告においては、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）について、公民給与の比較を行った結果、市内民

間事業所における給与水準を下回っていたことから、月例給及び特別給を引き上げる勧告を行うこととした。この給与改定が、有為な人材の確保や職員の意欲向上及び能力発揮を通じて、質の高い市民サービスの提供につながることを期待する。

職員においては、月例給及び特別給の引上げ改定の主な要因とした市内民間事業所の給与が、厳しい経営環境が続く中、コストの削減や生産性の向上など懸命な努力によって確保されたものであることを真摯に受け止め、深く理解しなければならない。

また、未来へ向けた持続可能な市政運営を実現するために、職員一人ひとりが、「市民への約束」や、それを行動レベルで示した「職員クレド（行動規範）」を踏まえ、主体的に、適切かつ迅速に判断して行動するとともに、全体の奉仕者として高い使命感と倫理感を堅持し、公務の公正かつ能率的な運営に尽力されることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励し、その能力を最大限に発揮することのできる良好な職場環境づくりに努められたい。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的な視点から、職員の給与水準に対する市民の理解と支持を得るとともに、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営の確保に寄与するものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 住居手当

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

(3) 給料の特例措置

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

(4) 期末手当・勤勉手当

ア 令和 8 年 12 月期に支給される期末手当の支給割合を 1.2875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分とすること。定年前三任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.7375 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5375 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前三任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(4)のイは、令和 8 年 12 月 1 日から、1 の(4)のイは、令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
短時間	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
勤務職	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
員以外	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
の職員	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100					

	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400					
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800					
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100					
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400					
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700					
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900					
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100					
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500	408,700						
	87	275,800	315,600	366,900	409,100						
	88	276,100	315,900	367,300	409,500						
	89	276,400	316,200	367,500	409,800						
	90	276,700	316,500	367,900	410,300						
	91	277,000	316,800	368,300	410,700						
	92	277,300	317,100	368,700	411,100						
	93	277,600	317,300	368,900	411,400						
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
短時間	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
勤務職	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
員以外	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
の職員	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		
	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		
	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		

	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		
	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		
	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		
	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200	636,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

参考資料

目 次

(頁)

1 市職員給与関係資料

令和8年職員給与等実態調査の概要	35
第1表 給料表別平均給与月額等	36
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	38
その1 行政職給料表	38
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	40
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	42
その2 医療職給料表	44
その3 小学校中学校等教育職給料表	46
その4 高等学校等教育職給料表	49
第3表 給料表別、年齢別職員数	52
その1 行政職給料表	52
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	53
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	54
その2 医療職給料表	55
その3 小学校中学校等教育職給料表	56
その4 高等学校等教育職給料表	57
第4表 扶養親族数別職員数	58
第5表 住居手当の支給状況	59
第6表 通勤手当の支給状況	60
第7表 管理職手当の対象職員	61
第8表 職員数の比較	62

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	63
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	64
第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	65
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	66
その1 公民給与比較の対象職種	66
その2 公民給与比較の対象外職種	72
第12表 民間事業所における初任給の改定状況	74
第13表 民間事業所における給与改定の状況	75
その1 ベース改定の実施状況	75
その2 定期昇給の実施状況	75
第14表 民間事業所における住宅手当の支給状況	76
第15表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	76
第16表 民間事業所における定年制の状況	76
第17表 公民比較における比較対象従業員	77

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは	78
公民給与の比較における役職段階の対応関係	80

4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	82
-------------------	----

1 市職員給与関係資料

令和 8 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和 8 年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月 1 日現在における職員給与等を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員（定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く）8,862 人から次に掲げる職員 1,386 人を除外した 7,476 人を対象とした。

除外する者	人数
① 技能労務職員	404 人
② 企業職員	
③ 休職中の職員	982 人 （うち行政職給料表の適用を受ける事務職員・技術職員は 299 人）
④ 停職中の職員	
⑤ 育児短時間勤務の職員	
⑥ 育児休業中の職員	
⑦ 在籍専従の許可を受けている職員	
⑧ 派遣されている職員	
⑨ 自己啓発等休業中の職員	
⑩ 配偶者同行休業中の職員	
⑪ 任期付職員	
⑫ 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「浜松市職員の給与に関する条例」附則第 18 項又は「浜松市教育職員の給与に関する条例」附則第 12 項により給料月額が決定される職員	

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事
高等学校等教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職	人 4,392	% 63.5	% 36.5	歳 41.6	年 19.7	% 62.4	% 12.3	% 25.3	% 0.0
事務職員・技術職員	2,680	68.0	32.0	42.1	20.0	72.0	6.0	22.0	0.0
その他の職員 ※1	1,712	56.5	43.5	40.8	19.3	47.3	22.1	30.6	0.0
医療職	8	75.0	25.0	53.6	26.2	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,012	47.2	52.8	40.5	17.7	97.5	2.5	0.0	0.0
高等学校等教育職	64	60.9	39.1	44.7	21.9	96.9	3.1	0.0	0.0
計	7,476	56.9	43.1	41.2	18.9	76.8	8.3	14.9	0.0
公民比較の対象 ※2	2,577	68.5	31.5	42.9	20.8	71.5	6.2	22.3	0.0

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者103人を除いたもの
3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に義務教育等教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。なお、「通勤手当※4」には、令和8年7月1日施行（令和8年4月1日適用）の駐車場等に係る通勤手当額は含まれていない。

(令和8年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
344,290	9,738	14,840	368,868	4,739	7,249	186	381,042	7,731
347,649	8,673	15,142	371,464	4,930	9,438	144	385,976	7,969
339,033	11,405	14,367	364,805	4,439	3,822	253	373,319	7,357
528,788	5,500	49,154	583,442	9,638	52,400	430,050	1,075,530	9,522
392,609	7,840	16,283	416,732	4,968	5,515	5,983	433,198	4,599
427,380	11,398	17,690	456,468	7,994	1,516	5,398	471,376	5,402
364,666	8,983	15,482	389,131	4,864	6,549	3,026	403,570	6,451
352,094	9,019	15,369	376,482	4,989	9,815	150	391,436	7,853

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和8年職員給与等実態調査)

号給 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			4					3	1	1
3								6	1	
4		7	2					8		
5		86	2					37	18	
6		7						5	12	
7		25	3					5	4	
8		7	4							
9	13	23	5						2	
10		66	9							
11		1	9							
12	13	31	21							
13	7	26	20				4			
14		49	13				12			
15		10	9				41			
16	14	26	33				5			
17	8	13	8				3			
18		55	14				15			
19		6	11	1			3			
20	4	26	40				3			
21	9	14	23	1			11			
22	11	35	15				5			
23		8	10				10			
24	7	27	40				5			
25		7	13				2			
26	11	16	17				3			
27	1	17	11	2			4			
28	10	12	23				2			
29	118	20	29			1	2			
30	12	9	9	1			1			
31	8	12	12	1			2			
32	77	1	13	1						
33	13	3	36	2			1			
34	24	2	7							
35	5	1	26	2			1			
36	3		20	2	1	2	1			
37	1		43	8		3	1			
38	5	1	10	8		13	1			
39	1		18	9		26	1			
40			15	8	1	8	1			
41	2		46	15		16				
42		1	9	9		14	2			
43			19	21	1	5				
44	1		18	12		10				
45	1		41	20	2	12				
46			9	21	4	7				
47			26	26	5	5				
48			14	17	4	8				
49	1		52	27	2	2				
50			12	22	3	10				
51			24	21	8	9				
52			25	13	4	2				
53			38	16	4	8				
54			13	19	8	5				
55			21	24	7	3				
56			19	12	4	4				
57			38	29	12	5				
58			10	22	7	3				
59			20	11	4	1				
60			16	9	14	3				
61			32	24	17					
62			11	11	13	1				
63			19	18	8	3				
64			21	9	17	2				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			42	16	18	6				
67			7	14	10					
68			35	20	14					
69			17	13	16					
70			29	12	10					
71			7	11	13					
72			26	19	9					
73			12	8	9					
74			18	21	6					
75			6	13	13					
76			15	10	11					
77			20	11	9					
78			12	15	13					
79			10	12	5					
80			8	12	9					
81			14	10	6					
82			28	9	5					
83			5	7	5					
84			13	3	7					
85			13	10	5					
86			33	7	27					
87			5	4						
88			12	4						
89			14	4						
90			19	9						
91			6							
92			11	1						
93			5							
94			17	14						
95			8							
96			16							
97			7							
98			21							
99			9							
100			7							
101			3							
102			13							
103			14							
104			2							
105			2							
106			12							
107			4							
108			4							
109			5							
110			51							
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	380 (8.6)	650 (14.8)	1,787 (40.7)	763 (17.4)	370 (8.4)	197 (4.5)	142 (3.2)	64 (1.5)	38 (0.9)	1 (0.0)
									総計	4,392 (100.0)

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その 1 の 2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

給 号	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									3	1	1
3									5	1	
4			3						4		
5			69						33	16	
6			4						4	12	
7			16						2	4	
8			5								
9		9	19	1						2	
10			51	4							
11				6							
12		7	19	11							
13		6	20	5				1			
14			31	8				8			
15			8	8				33			
16		7	17	26				5			
17		4	8	5				2			
18			34	5				12			
19			3	6	1			3			
20			21	30				3			
21		5	8	3				10			
22		5	25	12				5			
23			4	6				9			
24		1	20	23				5			
25			4	4				2			
26		8	11	11				2			
27		1	9	6				3			
28		3	8	17				2			
29		88	13	12			1	2			
30		6	4	5	1			1			
31		1	8	4							
32		58	1	7	1						
33		9	3	8	1			1			
34		7	1	5							
35		1	1	13	1			1			
36		1		14	1		2	1			
37				20	6		2	1			
38		1	1	7	6		10	1			
39				7	2		19				
40				11	5		6	1			
41				24	10		10				
42			1	8	4		10				
43				10	14	1	3				
44				11	7		7				
45				17	16	2	11				
46				4	13	3	3				
47				16	18	3	4				
48				8	13	4	5				
49				18	22	2	2				
50				4	14	2	9				
51				12	12	6	5				
52				13	8	3	1				
53				11	10	2	6				
54				4	11	5	4				
55				11	16	3	3				
56				3	4	2	3				
57				20	24	7	3				
58				5	14	6	2				
59				9	9	2					
60				9	6	11	1				
61				14	18	11					
62				2	8	8					
63				8	15	5	2				
64				8	8	12	2				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			21	11	8	1				
67			4	13	7					
68			16	14	13					
69			13	6	10					
70			15	11	7					
71			4	9	5					
72			7	12	5					
73			5	5	7					
74			10	16	5					
75			3	12	10					
76			7	8	9					
77			11	7	5					
78			4	13	7					
79			2	10	5					
80			5	9	8					
81			7	7	4					
82			16	6	4					
83			5	5	3					
84			8	3	4					
85			9	7	1					
86			15	5	20					
87			3	2						
88			7	2						
89			8	3						
90			8	6						
91			1							
92			9	1						
93			3							
94			11	14						
95			3							
96			9							
97			5							
98			8							
99			6							
100			6							
101			1							
102			4							
103			5							
104			1							
105			7							
106			1							
107			1							
108			1							
109			27							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	228 (8.5)	450 (16.8)	880 (32.8)	536 (20.0)	247 (9.2)	137 (5.1)	114 (4.3)	51 (1.9)	36 (1.4)	1 (0.0)
									総計	2,680 (100.0)

その 1 の 3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			4					1		
3								4		
4		4	2					4	2	
5		17	2					4		
6		3						1		
7		9	3					3		
8		2	4							
9	4	4	4							
10		15	5							
11		1	3							
12	6	12	10							
13	1	6	15				3			
14		18	5				4			
15		2	1				8			
16	7	9	7							
17	4	5	3				1			
18		21	9				3			
19		3	5							
20	4	5	10							
21	4	6	20	1			1			
22	6	10	3							
23		4	4				1			
24	6	7	17							
25		3	9							
26	3	5	6				1			
27		8	5	2			1			
28	7	4	6							
29	30	7	17							
30	6	5	4							
31	7	4	8	1			2			
32	19		6							
33	4		28	1						
34	17	1	2							
35	4		13	1						
36	2		6	1	1					
37	1		23	2		1				
38	4		3	2		3				
39	1		11	7		7	1			
40			4	3	1	2				
41	2		22	5		6				
42			1	5		4	2			
43			9	7		2				
44	1		7	5		3				
45	1		24	4		1				
46			5	8	1	4				
47			10	8	2	1				
48			6	4		3				
49	1		34	5						
50			8	8	1	1				
51			12	9	2	4				
52			12	5	1	1				
53			27	6	2	2				
54			9	8	3	1				
55			10	8	4					
56			16	8	2	1				
57			18	5	5	2				
58			5	8	1	1				
59			11	2	2	1				
60			7	3	3	2				
61			18	6	6					
62			9	3	5	1				
63			11	3	3	1				
64			13	1	5					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			21	5	10	5				
67			3	1	3					
68			19	6	1					
69			4	7	6					
70			14	1	3					
71			3	2	8					
72			19	7	4					
73			7	3	2					
74			8	5	1					
75			3	1	3					
76			8	2	2					
77			9	4	4					
78			8	2	6					
79			8	2						
80			3	3	1					
81			7	3	2					
82			12	3	1					
83			5	2	2					
84			4	3	3					
85			18	2	7					
86			2	2						
87			5	2						
88			6	1						
89			11	3						
90			5							
91			2							
92			2							
93			6							
94			5							
95			7							
96			2							
97			13							
98			3							
99			1							
100			2							
101			9							
102			9							
103			2							
104			1							
105			5							
106			3							
107			3							
108			5							
109			24							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	152 (8.9)	200 (11.7)	907 (53.0)	227 (13.2)	123 (7.2)	60 (3.5)	28 (1.6)	13 (0.8)	2 (0.1)	0 (0.0)
									総計	1,712 (100.0)

その2 医療職給料表

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4			1			
5					1	
6					2	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15				1		
16						
17						
18						
19						
20						
21			1			
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32				1		
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54				1		
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計 (構成比%)	0 (0.0)	2 (25.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	0 (0.0)
				総計	8 (100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					3 8 16 6
9 10 11 12					11 12 13 6
13 14 15 16					15 12 4 8
17 18 19 20		71 65			3 3 5 4
21 22 23 24		18 1 60			5 1 2 1
25 26 27 28		19 5 76			4 1
29 30 31 32		13 14 41			2 1 1 1
33 34 35 36		18 36 5 36			1
37 38 39 40		12 27 1 42			
41 42 43 44		3 39 4 41			
45 46 47 48		3 37 1 42		1	
49 50 51 52		1 42 2 49			
53 54 55 56		6 28 3 35		1	
57 58 59 60		1 38 3 41		1	
61 62 63 64		4 45 1 30		7 2 3	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		6		14	
66		43		9	
67		1		7	
68		40		10	
69		4		5	
70		35		12	
71		3		9	
72		25		5	
73		7		9	
74		31	1	6	
75		8		4	
76		26		6	
77		14	4	7	
78		34	4	6	
79		5	1	2	
80		13	6	7	
81		12	3	2	
82		26	1	5	
83		1	1	5	
84		24	3	2	
85		12	2	1	
86		28	2	1	
87		18	1	5	
88		13	3	3	
89		5	3	2	
90		29	1	2	
91		5	1	2	
92		18	2	2	
93		15		5	
94		26	1		
95		6	2		
96		25			
97		9	6		
98		16			
99		6			
100		12			
101		6			
102		10			
103		5			
104		22			
105		17			
106		29			
107		11			
108		19			
109		14			
110		23			
111		7			
112		11			
113		17			
114		14			
115		6			
116		4			
117		7			
118		5			
119		12			
120		6			
121		20			
122		7			
123		14			
124		19			
125		11			
126		9			
127		17			
128		14			

号給	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
129		人	人	人	人	人
130			16			
131			9			
132			12			
133			16			
134			24			
135			9			
136			13			
137			8			
138			8			
139			6			
140			6			
141			4			
142			3			
143			7			
144			5			
145			11			
146			15			
147			10			
148			8			
149			10			
150			12			
151			10			
152			10			
153			8			
154			14			
155			4			
156			8			
157			15			
158			12			
159			9			
160			10			
161			10			
162			20			
163			17			
164			19			
165			244			
計		0	2,646	48	170	148
(構成比%)		(0.0)	(87.8)	(1.6)	(5.7)	(4.9)
					総計	3,012 (100.0)

その４ 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1 2 3 4	人	人	人	人
5 6 7 8				
9 10 11 12				
13 14 15 16				
17 18 19 20				
21 22 23 24				
25 26 27 28				
29 30 31 32		1		
33 34 35 36		2 1		
37 38 39 40				
41 42 43 44				
45 46 47 48		1		
49 50 51 52		2		
53 54 55 56			1	
57 58 59 60		1 1		
61 62 63 64		1		

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
65		人	人	人	人
66				1	
67					
68			2		
69					
70					
71					
72					
73			1		
74			4		
75					
76			2		
77					
78			1		
79					
80			1		
81					
82			2		
83			1		
84					
85					
86					
87					
88			1		
89					
90					
91			1		
92					
93					
94					
95					
96					
97			1		
98			1		
99					
100					
101					
102					
103					
104			2		
105					
106					
107					
108			1		
109			1		
110					
111			1		
112					
113			2		
114					
115					
116					
117			1		
118			2		
119			1		
120			1		
121					
122					
123					
124			1		
125					
126					
127					
128			3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
129				
130				
131		2		
132				
133				
134				
135				
136		1		
137		1		
138				
139				
140		1		
141				
142		4		
143				
144				
145		2		
146				
147				
148		1		
149		6		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	0	62	2	0
(構成比%)	(0.0)	(96.9)	(3.1)	(0.0)
			総計	64 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(令和8年職員給与等実態調査)

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	13									
19	12									
20	22									
21	25									
22	136									
23	117									
24	39	84								
25	10	117								
26	1	110								
27	1	115								
28	2	77	2							
29		77	9							
30		45	47							
31		14	72							
32		4	76							
33		4	65							
34		1	83							
35	1		77							
36			85							
37			82						1	
38		1	105	4						
39			88	2						
40		1	114	3						
41			88	10					1	
42			88	27						
43			82	30						
44			87	44						
45			66	41	7	1				
46			70	47	20	1				
47			75	55	25	2				
48	1		51	68	29	7	3			
49			51	50	25	8	2			
50			54	64	31	11	4			
51			38	50	31	20	11	1		
52			36	51	33	21	12	3	1	
53			26	46	30	19	14	6	2	
54			21	44	36	20	19	11	3	
55			14	43	18	21	13	9	5	
56			13	23	30	21	16	14	3	1
57			14	26	19	21	14	7	8	
58			4	19	19	14	13	6	9	
59			4	16	16	10	21	7	5	
60										
61					1					
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)	380 (22.9)	650 (27.4)	1,787 (41.5)	763 (50.1)	370 (52.6)	197 (54.3)	142 (55.4)	64 (56.0)	38 (56.1)	1 (56.4)
総計										4,392 (41.6)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その１の２ 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 年齢	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	9									
19	7									
20	10									
21	11									
22	94									
23	66									
24	25	61								
25	5	88								
26	1	74								
27		77								
28		48								
29		54								
30		34	25							
31		10	44							
32		1	46							
33		1	33							
34		1	42							
35			35							
36			38						1	
37			51							
38			57							
39			45							
40		1	42	1						
41			44	4					1	
42			35	17						
43			44	13						
44			30	32						
45			30	30	4	1				
46			36	37	15	1				
47			40	33	10	2				
48			23	38	20	5	3			
49			23	35	11	6	2			
50			27	51	16	6	4			
51			20	40	19	12	8	1		
52			20	38	27	10	8	3	1	
53			9	34	22	16	11	5	2	
54			14	30	29	14	12	11	3	
55			6	34	16	13	12	5	5	
56			9	21	23	18	12	11	3	1
57			9	18	14	12	14	6	7	
58			1	16	13	12	9	4	9	
59			2	14	8	9	19	5	4	
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)	228 (22.7)	450 (27.3)	880 (41.4)	536 (50.6)	247 (52.9)	137 (54.5)	114 (55.5)	51 (55.8)	36 (56.0)	1 (56.4)
総計										2,680 (42.1)

その 1 の 3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	4									
19	5									
20	12									
21	14									
22	42									
23	51									
24	14	23								
25	5	29								
26		36								
27	1	38								
28	2	29	2							
29		23	9							
30		11	22							
31		4	28							
32		3	30							
33		3	32							
34			41							
35	1		42							
36			47							
37			31							
38		1	48	4						
39			43	2						
40			72	2						
41			44	6						
42			53	10						
43			38	17						
44			57	12						
45			36	11	3					
46			34	10	5					
47			35	22	15					
48	1		28	30	9	2				
49			28	15	14	2				
50			27	13	15	5				
51			18	10	12	8	3			
52			16	13	6	11	4			
53			17	12	8	3	3	1		
54			7	14	7	6	7			
55			8	9	2	8	1	4		
56			4	2	7	3	4	3		
57			5	8	5	9		1	1	
58			3	3	6	2	4	2		
59			2	2	8	1	2	2	1	
60										
61					1					
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)	152 (23. 1)	200 (27. 6)	907 (41. 6)	227 (48. 9)	123 (52. 0)	60 (53. 9)	28 (55. 0)	13 (56. 8)	2 (58. 2)	0
総計										1, 712 (40. 8)

その2 医療職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
17歳以下 18歳 19 20	人	人	人	人	人
21 22 23 24 25					
26 27 28 29 30					
31 32 33 34 35					
36 37 38 39 40		1			
41 42 43 44 45			1		
46 47 48 49 50		1	1		
51 52 53 54 55					
56 57 58 59 60				1	
61 62 63 64 65				2	
66～69			1		
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2 (44.3)	3 (52.3)	3 (61.1)	0
				総計	8 (53.6)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
17歳以下 18歳 19 20	人	人	人	人	人
21 22 23 24 25		69 82 84 100			
26 27 28 29 30		109 91 84 90 79			
31 32 33 34 35		86 89 80 89 72			
36 37 38 39 40		88 86 66 78 78			
41 42 43 44 45		69 80 90 63 72		2 2	
46 47 48 49 50		56 55 50 37 40	4 7 10 8 6 3	2 4 4 13 13	1
51 52 53 54 55		40 49 40 39 39	1 4 1 1 1	28 18 20 13 22	6 2 14 13 19
56 57 58 59 60		41 63 73 50	2	11 7 7 4	21 26 23 23
61 62 63 64 65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2,646 (38.6)	48 (49.2)	170 (53.1)	148 (56.6)
				総計	3,012 (40.5)

その４ 高等学校等教育職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
17歳以下				
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29		3		
30				
31				
32		3		
33				
34		1		
35		2		
36		2		
37		3		
38		6		
39		3		
40		2		
41				
42		2		
43		1		
44		1		
45		5		
46		2		
47		3		
48		1		
49		2		
50		4		
51		1		
52		2	1	
53		1		
54		3		
55		3	1	
56				
57		3		
58				
59		2		
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0	62 (44.4)	2 (53.7)	0
			総計	64 (44.7)

第4表 扶養親族数別職員数

(令和8年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	924	283
2 人	1,192	321
3 人	394	135
4 人	39	12
5 人	5	3
6人以上	1	1
小 計	2,555	755
支給されていない職員	4,921	
合 計	7,476	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき13,000円、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		人 1,452
借家・借間	月額11,000円未満	1
	月額11,000円以上25,700円未満	258
	月額25,700円	1,193
支給されていない職員		6,024
合 計		7,476

支給されている職員1人当たりの額	円 25,045
------------------	-------------

第6表 通勤手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
支給されている職員	円	人
		6,887
交通機関利用者		904
交通用具（自動車等）使用者		5,852
片道5km未満	2,000	1,770
片道5km以上 10km未満	4,200	2,244
片道10km以上 15km未満	7,300	1,013
片道15km以上 20km未満	10,400	424
片道20km以上 25km未満	13,500	152
片道25km以上 30km未満	16,600	82
片道30km以上 35km未満	19,700	39
片道35km以上 40km未満	22,800	37
片道40km以上 45km未満	25,900	28
片道45km以上 50km未満	29,100	17
片道50km以上 55km未満	32,300	22
片道55km以上 60km未満	35,500	12
片道60km以上 65km未満	38,700	8
片道65km以上 70km未満	42,200	2
片道70km以上 75km未満	45,700	0
片道75km以上 80km未満	49,200	1
片道80km以上 85km未満	52,700	0
片道85km以上 90km未満	56,200	0
片道90km以上 95km未満	59,600	1
片道95km以上 100km未満	63,000	0
片道100km以上	66,400	0
交通機関と交通用具の併用者		131
支給されていない職員		589
計		7,476
支給されている職員1人当たりの額 ※	7,002円	

- (注) 1 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和9年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。
- 2 「支給されている職員1人当たりの額 ※」には、令和8年7月1日施行（令和8年4月1日適用）の駐車場等に係る通勤手当額は含まれていない。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和8年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	139,300	技術統括監	1
2種	130,300	—	0
3種	104,200	部長、区長	21
4種	99,100	担当部長	10
5種	94,000	参与	9
6種	82,200	次長、副区長	36
7種	77,400	参事、本庁の課長	126
8種	66,400	副参事	44
9種	62,300	区役所の課長	6
10種	51,900	専門監	192
11種	49,600	本庁の課長補佐	30
12種	46,300	区役所の課長補佐	10
その他	※	病院長ほか	2
計			487

※佐久間病院長、佐久間病院副院長及び佐久間病院医局長の職にある職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の給料月額に、それぞれ100分の15、100分の12及び100分の10を乗じて得た額

教育職員給与条例適用者

(令和8年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長、担当課長	20
5種	66,400	副参事	6
8種～10種	70,100～52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	121
11種	72,800	高等学校長	0
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～14種	52,500～43,700	小学校教頭、中学校教頭	148
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			298

第8表 職員数の比較

(令和8年職員給与等実態調査)

区分 給料表	令和8年4月 (A)	令和7年4月 (B)	(A)－(B)	(A)／(B)
行政職	人 4,896	人 4,778	人 118	% 102.5
事務職員・技術職員	2,979	2,883	96	103.3
その他の職員 ※	1,917	1,895	22	101.2
医療職	9	9	0	100.0
小学校中学校等教育職	3,482	3,481	1	100.0
高等学校等教育職	71	72	△ 1	98.6
技能労務職	149	147	2	101.4
企業職	255	244	11	104.5
計	8,862	8,731	131	101.5

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員 ※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

2 民間給与関係資料

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月現在の民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 341 事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種
(うち初任給関係職種 18 職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3) アに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 9 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 103 事業所の調査を行った。

調査を完了した事業所は、第 9 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 調査実人員

調査実人員は、行政職相当職種が 6,318 人（初任給関係 778 人、初任給関係以外 5,540 人）であり、その他の職種が 224 人（初任給関係 4 人、初任給関係以外 220 人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、33,952 人であり、このうち、行政職相当職種は 28,537 人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

産業 企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	85	18	11	14	42
農業、林業 漁業	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	6	3	0	0	3
製造業	43	6	5	8	24
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業	17	4	2	3	8
卸売業、小売業	2	0	1	0	1
金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業	6	2	2	0	2
教育、学習支援業 医療、福祉 サービス業	11	3	1	3	4

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が18所(規模不適の事業所2所を含む。)あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び
「サービス業（他に分類されないもの）」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	円 242,364	円 251,129	円 232,572
		短大卒	216,424	224,717	208,098
		高校卒	204,212	209,964	198,683
	新卒技術者	大学卒	248,723	262,072	232,885
		短大卒	216,505	225,591	208,854
		高校卒	206,275	213,907	198,237
	新卒事務員・技術者計	大学卒	245,386	256,407	232,718
		短大卒	216,461	225,099	208,461
		高校卒	205,074	211,654	198,502

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	50.9	843,920	7,950	835,970	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	4	50.3	1,027,338	0	1,027,338	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	51.5	641,781	16,711	625,070	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	7	52.4	686,439	514	685,925	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	50.2	725,323	1,060	724,263	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	51.5	653,153	0	653,153	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	150	52.9	703,075	2,323	700,752	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	132	52.7	724,121	2,817	721,304	
	短 大 卒	3	56.4	645,284	0	645,284	
	高 校 卒	15	53.3	594,777	0	594,777	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	81	53.8	759,450	3,693	755,757	同 上
	大 学 卒	66	53.8	791,412	4,396	787,016	
	短 大 卒	6	55.8	737,911	3,380	734,531	
	高 校 卒	9	52.8	595,951	0	595,951	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	75	52.0	614,036	445	613,591	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	46	51.8	677,337	887	676,450	
	短 大 卒	6	53.7	564,242	0	564,242	
	高 校 卒	21	51.5	563,643	94	563,549	
	中 学 卒	2	57.0	526,570	0	526,570	
	技術部次長	69	52.4	600,010	623	599,387	同 上
	大 学 卒	35	52.2	677,363	1,139	676,224	
	短 大 卒	6	52.9	534,783	740	534,043	
	高 校 卒	27	52.3	544,740	162	544,578	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務課長	346	49.6	650,152	9,668	640,484	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	268	49.2	671,839	9,991	661,848	
	短 大 卒	24	53.6	612,330	9,526	602,804	
	高 校 卒	53	50.1	550,487	8,181	542,306	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長	301	49.9	660,019	5,661	654,358	同 上
	大 学 卒	198	49.8	679,161	3,965	675,196	
	短 大 卒	28	50.4	596,448	8,965	587,483	
	高 校 卒	74	49.9	600,941	11,984	588,957	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 182	歳 48.7	円 541,318	円 30,602	円 510,716	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	128	47.6	558,397	22,305	536,092	
	短 大 卒	13	52.4	570,661	14,317	556,344	
	高 校 卒	41	50.5	490,561	55,795	434,766	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	83	46.7	468,976	60,050	408,926	同 上
	大 学 卒	34	46.4	484,487	48,991	435,496	
	短 大 卒	10	49.0	438,644	107	438,537	
	高 校 卒	39	46.4	463,586	81,648	381,938	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	430	45.3	531,675	78,468	453,207	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	287	44.1	534,093	76,228	457,865	
	短 大 卒	48	49.7	479,805	69,179	410,626	
	高 校 卒	91	47.0	545,213	88,165	457,048	
	中 学 卒	4	55.9	501,585	90,901	410,684	
	技術係長	521	45.4	580,432	107,913	472,519	同 上
	大 学 卒	328	44.4	586,102	111,470	474,632	
	短 大 卒	52	48.7	541,695	84,704	456,991	
	高 校 卒	132	48.5	566,424	100,110	466,314	
	中 学 卒	9	52.0	635,244	114,662	520,582	
	事務主任	430	37.8	417,316	57,208	360,108	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	263	34.6	407,103	59,241	347,862	
	短 大 卒	61	45.4	410,265	37,306	372,959	
	高 校 卒	105	45.1	455,576	59,690	395,886	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	487	43.0	464,919	75,322	389,597	同 上
	大 学 卒	178	39.8	436,438	60,277	376,161	
	短 大 卒	107	43.7	465,498	81,075	384,423	
	高 校 卒	188	44.5	477,652	80,544	397,108	
	中 学 卒	14	53.6	611,051	133,136	477,915	
	事務係員	1,153	34.6	355,525	39,588	315,937	
	大 学 卒	603	31.4	356,495	41,432	315,063	
	短 大 卒	161	41.4	328,857	30,271	298,586	
	高 校 卒	384	37.0	362,686	39,691	322,995	
	中 学 卒	5	47.5	320,260	51,048	269,212	
	技術係員	1,217	33.1	398,302	60,261	338,041	
	大 学 卒	688	31.4	416,920	65,841	351,079	
	短 大 卒	165	39.1	381,588	55,509	326,079	
	高 校 卒	358	34.5	356,083	47,498	308,585	
	中 学 卒	6	50.2	447,128	74,179	372,949	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）	
	大 学 卒	6	51.2	941,897	1,644	940,253		
	短 大 卒	3	50.0	1,158,680	0	1,158,680		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	3	52.5	694,965	3,517	691,448		
			-	-	-	-	-	
	工 場 長	6	54.5	700,702	616	700,086	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	2	54.4	782,471	1,605	780,866		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	51.5	653,153	0	653,153		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務部長	126	53.2	738,903	2,993	735,910	2課以上又は構成員20人以上 上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及 び部長級専門職（取締役兼 任者を除く。）	
	大 学 卒	114	52.9	759,937	3,542	756,395		
	短 大 卒	3	56.4	645,284	0	645,284		
	高 校 卒	9	54.2	616,563	0	616,563		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	62	54.5	795,003	1,174	793,829	同 上	
	大 学 卒	51	54.6	829,943	1,490	828,453		
	短 大 卒	3	57.5	839,806	225	839,581		
	高 校 卒	8	53.3	613,909	0	613,909		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	66	52.4	615,313	524	614,789	上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職（部長－課長間）	
	大 学 卒	40	52.7	683,529	1,138	682,391		
	短 大 卒	4	55.3	593,104	0	593,104		
	高 校 卒	20	51.3	567,210	98	567,112		
	中 学 卒	2	57.0	526,570	0	526,570		
	技術部次長	58	52.5	608,379	751	607,628	同 上	
	大 学 卒	28	52.1	705,785	1,542	704,243		
	短 大 卒	3	56.5	601,465	1,543	599,922		
	高 校 卒	26	52.2	545,061	167	544,894		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務課長	306	49.4	666,963	9,194	657,769	2係以上又は構成員10人以 上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	245	49.0	683,991	10,372	673,619		
	短 大 卒	18	52.9	639,885	7,440	632,445		
	高 校 卒	42	50.2	572,468	2,609	569,859		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	240	49.8	677,015	4,313	672,702	同 上	
	大 学 卒	168	49.7	689,655	3,351	686,304		
	短 大 卒	13	50.3	651,248	1,304	649,944		
	高 校 卒	58	50.1	621,396	10,208	611,188		
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 175	歳 48.7	円 545,020	円 31,681	円 513,339	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	126	47.7	560,644	22,561	538,083	
	短 大 卒	11	52.3	585,417	16,805	568,612	
	高 校 卒	38	50.5	494,243	59,252	434,991	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	61	46.2	474,663	72,834	401,829	同 上
	大 学 卒	22	45.1	512,249	70,851	441,398	
	短 大 卒	7	49.4	439,757	0	439,757	
	高 校 卒	32	46.3	458,337	87,049	371,288	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	339	45.0	552,986	86,732	466,254	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	230	44.0	549,880	81,881	467,999	
	短 大 卒	35	50.8	524,553	95,758	428,795	
	高 校 卒	72	46.0	569,656	98,671	470,985	
	中 学 卒	2	54.1	610,344	87,970	522,374	
	技術係長	421	45.4	587,542	110,950	476,592	同 上
	大 学 卒	273	44.6	591,024	114,140	476,884	
	短 大 卒	27	48.7	572,662	89,357	483,305	
	高 校 卒	114	48.5	569,950	101,289	468,661	
	中 学 卒	7	52.0	668,186	121,569	546,617	
	事務主任	366	37.6	422,523	58,878	363,645	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	226	34.4	408,586	60,368	348,218	
	短 大 卒	47	45.7	429,674	39,011	390,663	
	高 校 卒	92	45.5	467,819	62,013	405,806	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	346	42.9	486,538	76,697	409,841	同 上
	大 学 卒	101	38.1	473,418	59,383	414,035	
	短 大 卒	67	43.5	502,414	83,934	418,480	
	高 校 卒	164	44.4	478,257	78,973	399,284	
	中 学 卒	14	53.6	611,051	133,136	477,915	
	事務係員	828	32.7	360,592	40,673	319,919	
	大 学 卒	457	29.3	355,502	42,172	313,330	
	短 大 卒	104	41.6	341,861	31,759	310,102	
	高 校 卒	264	35.2	373,849	40,799	333,050	
	中 学 卒	3	47.5	357,453	61,221	296,232	
	技術係員	889	32.8	400,266	60,965	339,301	
	大 学 卒	498	31.1	422,185	68,343	353,842	
	短 大 卒	100	39.5	375,916	50,367	325,549	
	高 校 卒	287	34.3	350,816	45,278	305,538	
	中 学 卒	4	47.3	442,957	77,582	365,375	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事務・技術関係職種	支 店 長	2人	50.0歳	554,911円	26,550円	528,361円	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2 課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	事務部長	24	51.7	578,814	0	578,814	
	大 学 卒	18	51.6	585,035	0	585,035	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	51.8	559,670	0	559,670	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技術部長	19	51.7	657,762	10,896	646,866	
	大 学 卒	15	51.5	679,936	12,805	667,131	
	短 大 卒	3	54.0	631,786	6,667	625,119	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職（部長－課長間）
	事務部次長	9	50.0	606,882	0	606,882	
	大 学 卒	6	48.5	655,536	0	655,536	
	短 大 卒	2	51.5	525,541	0	525,541	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技術部次長	11	51.9	559,211	0	559,211	
	大 学 卒	7	52.2	596,997	0	596,997	
	短 大 卒	3	49.7	473,332	0	473,332	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長	40	51.2	518,066	13,395	504,671		
大 学 卒	23	50.8	535,445	5,719	529,726		
短 大 卒	6	55.5	539,332	15,051	524,281		
高 校 卒	11	49.6	471,460	28,215	443,245		
中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上	
技術課長	61	50.3	526,024	16,290	509,734		
大 学 卒	30	50.8	543,474	11,906	531,568		
短 大 卒	15	50.6	512,712	20,670	492,042		
高 校 卒	16	48.9	506,553	20,178	486,375		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 7	歳 49.3	円 442,147	円 1,693	円 440,454	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	2	45.5	415,043	5,927	409,116	
	短 大 卒	2	53.0	485,750	0	485,750	
	高 校 卒	3	49.3	431,148	0	431,148	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	22	48.3	451,034	19,728	431,306	同 上
	大 学 卒	12	48.9	430,639	6,590	424,049	
	短 大 卒	3	48.0	436,071	354	435,717	
	高 校 卒	7	47.2	493,217	51,154	442,063	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	91	46.7	445,517	45,059	400,458	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	57	44.6	462,457	50,574	411,883	
	短 大 卒	13	47.5	389,965	15,814	374,151	
	高 校 卒	19	50.9	439,629	42,786	396,843	
	中 学 卒	2	57.8	392,353	93,844	298,509	
	技術係長	100	45.1	489,969	69,262	420,707	同 上
	大 学 卒	55	41.8	493,876	61,438	432,438	
	短 大 卒	25	48.7	455,488	71,749	383,739	
	高 校 卒	18	48.9	529,411	87,737	441,674	
	中 学 卒	2	52.0	511,933	88,807	423,126	
	事務主任	64	40.1	358,569	38,371	320,198	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	37	38.5	386,579	43,656	342,923	
	短 大 卒	14	44.0	327,806	30,061	297,745	
	高 校 卒	13	40.0	311,721	32,394	279,327	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	141	43.4	397,057	71,007	326,050	同 上
	大 学 卒	77	42.4	380,222	61,635	318,587	
	短 大 卒	40	44.1	388,543	75,116	313,427	
	高 校 卒	24	45.4	471,605	96,253	375,352	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	325	41.0	338,422	35,926	302,496	
	大 学 卒	146	39.7	360,416	38,510	321,906	
	短 大 卒	57	41.0	297,895	26,730	271,165	
	高 校 卒	120	42.6	328,270	36,275	291,995	
	中 学 卒	2	47.5	262,430	35,229	227,201	
	技術係員	328	35.1	385,689	55,741	329,948	
	大 学 卒	190	33.5	377,179	46,955	330,224	
	短 大 卒	65	37.8	399,483	71,729	327,754	
	高 校 卒	71	35.8	391,505	62,429	329,076	
	中 学 卒	2	56.6	456,638	66,422	390,216	

その２ 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	－	－	－	－	－	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
	家用乗用自動車運転手	－	－	－	－	－	
	守衛	2	57.0	367,737	0	367,737	
	用務員	－	－	－	－	－	
研究 関係 職種	研究所長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）
	研究部（課）長	－	－	－	－	－	
	研究室（係）長	－	－	－	－	－	
	主任研究員	－	－	－	－	－	
	研究員	－	－	－	－	－	
	研究補助員	－	－	－	－	－	
医 療 関 係 職 種	病院長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	5	63.4	2,004,553	101,600	1,902,953	
	医科長	3	57.3	1,854,237	26,667	1,827,570	
	医師	14	48.0	1,538,949	59,714	1,479,235	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	5	43.4	450,629	44,980	405,649	
	診療放射線技師	13	35.8	292,769	21,504	271,265	
	臨床検査技師	10	35.4	273,298	12,083	261,215	
	栄養士	5	37.8	263,021	11,292	251,729	
	理学療法士	38	31.8	311,992	35,626	276,366	
	作業療法士	23	35.6	309,530	24,163	285,367	
	総看護師長	2	58.5	596,790	7,500	589,290	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看護師長	14	56.9	407,394	43,130	364,264	
	看護師	44	37.3	346,509	80,821	265,688	
	准看護師	17	43.2	364,655	95,353	269,302	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人	歳	円	円	円	
	大学教授	-	-	-	-	-	
	大学准教授	-	-	-	-	-	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	2	55.5	530,435	0	530,435	
	高等学校教諭	21	40.3	430,141	9,350	420,791	

第 12 表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

（令和８年職種別民間給与実態調査）

項 目 学歴・企業規模		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	% 59.4	% (81.6)	% (18.4)	% (0.0)	% 40.6
	500人以上	86.2	(84.9)	(15.1)	(0.0)	13.8
	100人以上 500人未満	34.1	(73.9)	(26.1)	(0.0)	65.9
高校卒	規模計	57.0	(83.6)	(16.4)	(0.0)	43.0
	500人以上	74.4	(89.5)	(10.5)	(0.0)	25.6
	100人以上 500人未満	40.4	(73.4)	(26.6)	(0.0)	59.6

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第13表 民間事業所における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定 中止	ベース ダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規模計	68.8	1.4	0.0	29.8
	500人以上	68.5	2.7	0.0	28.8
	100人以上 500人未満	69.1	0.0	0.0	30.9
課長級	規模計	60.2	1.9	0.0	37.9
	500人以上	57.2	1.6	0.0	41.2
	100人以上 500人未満	63.5	2.4	0.0	34.1

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

その2 定期昇給の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

（令和8年概算別氏間給与実態調査）

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%	%	%	%	%
係 員	規模計	94.8	94.8	26.6	8.1	60.1	0.0	5.2
	500人以上	94.0	94.0	19.4	9.5	65.1	0.0	6.0
	100人以上 500人未満	95.9	95.9	36.2	6.2	53.5	0.0	4.1
課長級	規模計	79.6	78.3	24.9	4.5	48.9	1.3	20.4
	500人以上	74.7	74.7	20.1	3.0	51.6	0.0	25.3
	100人以上 500人未満	86.9	83.6	32.0	6.7	44.9	3.3	13.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

第 14 表 民間事業所における住宅手当の支給状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	割 合
支給する	44.1%
支給しない	55.9%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

第 15 表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

係 員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
53.7	46.3	47.5	52.5	47.9	52.1

第 16 表 民間事業所における定年制の状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	76.7	23.3	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 17 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・ 部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
事務・技術課長	・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・ 課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属して業務を分掌し、直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者
事務・技術係長	・ 係相当の組織の長、係長等の職名を有する者又は係長級専門職
事務・技術主任	・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
事務・技術係員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

＜算定例＞

- ① 市職員・民間事業所従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員

大学卒 A歳階層
298,000円
282,000円
278,000円
3人：平均286,000円

大学卒 B歳階層

329,000円
320,000円
291,000円
290,000円
280,000円
5人：平均302,000円

民間事業所従業員

大学卒 A歳階層
307,000円
297,000円
295,000円
281,000円
4人：平均295,000円

大学卒 B歳階層

331,000円
321,000円
306,000円
293,000円
289,000円
278,000円
6人：平均303,000円

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員		民間事業所従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
286,000円×3人 =858,000円		295,000円×3人 =885,000円	
+		+	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
302,000円×5人 =1,510,000円		303,000円×5人 =1,515,000円	

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間事業所従業員
合計：2,368,000円	合計：2,400,000円
8人平均： 296,000円	8人平均： 300,000円

公民給与の比較における役職段階の対応関係

本市職員	民間事業所従業員	
行政職給料表	企業規模 500 人以上の 事業所	企業規模 100 人以上 500 人 未満の事業所
10 級	支店長、工場長 部長、部次長	
9 級		
8 級	課長	支店長、工場長 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

4 勞 働 經 濟 関 係 資 料

4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標

年 月					令和7年					
項 目					4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給 与 (調査産業計)	静岡県	①	金 額 (円)	293,981	294,595	299,079	299,630	294,469	
			②	前年同月比 (%)	1.0	3.1	3.8	4.0	2.5	
		全国	③	金 額 (円)	323,962	321,399	324,349	324,962	322,452	
			④	前年同月比 (%)	2.3	2.0	2.3	2.4	2.0	
	うち 所定内給与	静岡県	⑤	金 額 (円)	268,446	270,204	273,733	274,334	269,675	
			⑥	前年同月比 (%)	1.4	3.6	4.0	4.2	2.7	
		全国	⑦	金 額 (円)	298,405	296,908	299,777	299,529	297,808	
			⑧	前年同月比 (%)	2.4	2.1	2.3	2.2	2.2	
	総実労働時間数 (調査産業計)		⑨	静岡県 (時間)	147.0	142.0	149.0	152.5	137.9	
			⑩	全 国 (時間)	145.4	140.5	145.2	148.8	135.2	
		うち所定外 労働時間数	⑪	静岡県 (時間)	13.2	12.5	12.8	12.6	11.0	
			⑫	全 国 (時間)	12.0	11.3	11.3	11.6	10.6	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出	二人以上の世帯	浜松市	⑬	金 額 (円)	321,231	292,283	291,868	292,601	262,975
				⑭	前年同月比 (%)	2.4	0.2	4.5	△ 0.4	△ 14.2
		全国	⑮	金 額 (円)	325,717	316,085	295,419	305,694	313,977	
			⑯	前年同月比 (%)	4.0	8.9	5.2	5.1	5.5	
物 価	消費者物価 指 数 (総務省)	浜松市	⑰	前年同月比 (%)	3.4	3.0	3.1	2.9	2.4	
		全 国	⑱	前年同月比 (%)	3.6	3.5	3.3	3.1	2.7	
	国内企業物価指数 (日 本 銀 行)			⑲	前年同月比 (%)	3.9	3.1	2.8	2.5	2.7
雇用・その他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)			⑳	前年同月比 (%)	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)				1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)				2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	

(注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
2 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、令和2年平均を100とした指数を基礎としている。
3 表中の数値は、令和8年9月11日時点のものである。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
295,792	298,481	300,895	299,728	300,682	301,382	302,415	312,160	306,793
1.5	2.5	1.9	2.4	4.1	4.5	5.2	6.2	4.2
323,860	328,155	326,666	327,349	324,326	325,671	329,333	336,689	332,509
2.3	2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0	3.5
269,290	271,530	274,419	273,038	274,964	274,960	276,349	284,330	281,027
1.0	2.3	2.1	2.4	4.4	4.9	5.5	5.9	4.0
299,570	301,952	300,261	301,411	299,243	300,032	303,269	309,459	306,951
2.4	2.9	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7	3.4
144.1	151.5	149.9	143.8	138.2	141.1	142.0	149.5	137.0
139.9	147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8	135.2
13.0	13.2	13.3	12.9	11.9	12.0	12.4	12.7	11.2
11.4	12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2	11.1
255,401	271,621	298,724	337,271	324,345	254,052	287,045	321,554	269,187
△ 13.8	△ 12.9	6.2	1.8	7.8	△ 7.1	1.6	0.1	△ 7.9
303,214	306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	320,345
5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0	1.3
2.8	3.0	3.1	2.2	1.8	1.4	1.9	1.7	1.6
2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5
2.8	2.8	2.8	2.5	2.5	2.2	3.0	5.5	6.8
0.9	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5
1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5

職員の給与等に関する報告及び勧告
令和 8 年 9 月 発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

